

美浦村のインターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「美浦村インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓 約 書

以下を誓約いたします。なお、共同入札を行う場合には、他の共同入札者全員を代表して誓約いたします。

今般、美浦村の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ないことを確約のうえ、本ガイドラインおよび美浦村における入札、契約などに係る諸規定を順守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合は、直ちに美浦村の指示に従い、当該美浦村に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、美浦村に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、本ガイドライン第1の1（公有財産売却の参加条件）のいずれにも該当しません。また、該当する者を代理人といたしません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適當と美浦村に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適當と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、美浦村の公有財産売却に係る本ガイドライン、入札公告、売買契約書などの各条項を熟覧し、および美浦村の物件調書などを精査または物件確認などをし、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事項について美浦村に対し一切異議、苦情などは申しません。

美浦村インターネット公有財産売却 ガイドライン

令和3年12月策定

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 参加仮申し込み(後述)の時点で20歳未満の方
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている方
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号および第6号に規定する暴力団員をいう)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、美浦村長が不適格であると認める方
- (5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項に規定する処分または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている方
- (6) 売却物件(公有財産売却により一般競争入札に付する物件を、開札後において落札した場合は落札した当該物件を、所有権が移転した場合は売却した当該物件をいいます。以下同じです。)に関する事務に従事している方
- (7) 入札手続きについて日本語を完全に理解できない方
- (8) 日本国内に住民登録(法人の場合は法人登記)のない方
- (9) 本ガイドラインおよびK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (10) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方

【参考：地方自治法施行令（抄）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって美浦村が執行する一般競争入札（以下「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。入札保証金の納付方法および金額については、売却物件ごとにあらかじめ指定されています。詳細は本ガイドライン第2の2（入札保証金の納付について）を参照してください
- (3) 売却代金の残金（落札者が入札した金額から入札保証金の額を差し引いた残額をいいます。以下同じです。）を正当な理由なく納付期限までに納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間美浦村の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (4) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「K S I 株式会社」といいます。）が提供する公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）を採用して行います。公有財産売却に参加される方は、あらかじめ売却システム上の物件詳細画面や美浦村の一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより、十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、売却物件については、現状での引渡しとなるため、入札前に美浦村が下見会等を実施する場合、当該下見会等において事前に購入希望の売却物件を確認して入札に参加してください。下見会等を実施しない場合は、各自で売却物件の確認をしてください。いずれの場合においても、各参加者が売却物件に対して入札の入力を行った時点で売却物件の確認をしたものとみなします。

(5) 公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムでログインIDを取得し、そのログインIDで売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み（本申し込み）

仮申し込みを行った後、美浦村のホームページより売却物件に対応した「公有財産売却一般競争入札参加申込書」または「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」（以下「申込書」といいます）を印刷し、必要事項を記入・押印（※）後、次の指定された書類（以下「必要書類」といいます）を添付のうえ、美浦村に持参または郵送（申込締切日必着）してください。

（必要書類）発行から3か月以内のもの。写し可。

- ・個人にあっては住民票抄本、法人にあっては商業登記簿謄本
- ・個人にあっては印鑑登録証明書、法人にあっては印鑑証明書

※実印（個人にあっては印鑑登録証明印、法人にあっては印鑑証明印）を使用してください。本申し込み後、契約書などの各種書類へは全て同じ印で押印いただきます。

(6) 公有財産売却においては、一部の売却物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に売却物件の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など美浦村の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売却代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売却代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(動産・自動車の場合)

(3) 売却物件が動産、自動車などである場合、美浦村はその売却物件の引渡しを売却代金納付時の現状有姿で行います。なお、自動車保管中にバッテリーが上がる等不具合が生じる可能性があります。村において修繕等の対応はできません。

(4) 売却物件が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

(不動産の場合)

(5) 美浦村は、売却代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(6) 原則として、売却物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発、建築などに当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを美浦村に開示され、かつ美浦村がこれらの情報を美浦村文書整理保存規程に基づき、10年間保管すること。

※美浦村から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 美浦村は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます）

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 代理人による手続きについて

- (1) 公有財産売却を受けたい本人以外の方が、その本人のために公有財産売却の参加申し込みを行い入札等の手続きをすることができます。参加者が法人の場合で、その代表者以外の方が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含みます。
- (2) 代理人による参加申し込みを行う場合は、参加仮申し込み時に「代理人」のチェックを入れ、代理人・委任者双方の情報を登録してください。また本申し込みは専用の申込書様式(代理入札用)を使用して申込書を作成し、代理人・委任者双方の分の必要書類および委任状を添付のうえ提出してください。
- (3) 代理人による手続きをされますと、委任した権限の手続きは代理人の氏名で処理することになりますが、落札した場合の契約者等の氏名は委任した方になります。

6. 共同入札について

- (1) 一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。共同入札ができるのは、入札対象となる売却物件が不動産の場合に限ります。
- (2) 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者(以下「共同入札代表者」といいます)を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、共同入札代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、共同入札代表者のログインIDで行うこととなります。
- (3) 共同入札による参加申し込みを行う場合は、参加仮申し込み時に共同入札の欄の「する」を選択して申し込みを行ってください。また本申し込みは専用の申込書様式(共同入札用)を使用して申込書を作成し、共同入札者全員の分の必要書類および共同入札申出書兼持分内訳書を添付のうえ提出してください。
- (4) 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札代表者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID のみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

- (1) 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。
- (2) 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得するか、法人代表者が委任者となり従業員等が代理人としてログイン ID を取得するかのどちらかの方法をとる必要があります。
- (3) ログイン ID の登録内容と合致した申込書等（代理人による手続きの場合は委任状、共同入札の場合は共同入札申出書兼持分内訳書を含みます）を入札開始 2 開庁日前までに美浦村に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに美浦村が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、売却物件の予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上で、美浦村が定めた金額となります。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金は、それぞれの売却物件について美浦村が指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアまたはイの 2 通りです。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面で、入札したい売却物件にどちらの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに美浦村が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、K S I 株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、K S I 株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一

部利用できないクレジットカードがあります)

- ・クレジットカードによる納付の場合、ログインIDを取得した方（法人の場合は代表者本人またはその代理人、代理人による申し込みの場合は代理人、共同入札の場合は共同入札代表者）名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行った後、振込口座を電子メールにて通知しますので、美浦村が指定する口座に入札保証金を電信扱いで納付してください。

- ・ 銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・ 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、美浦村が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

(3) 入札保証金の返還

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者とならなかった場合には全額返還されます。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当等

落札者が納付した入札保証金は返還されません。申込書に基づき、契約締結の際に地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。なお、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合、落札者の決定が取り消され、入札保証金は没収となります。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

「第1 1. 公有財産売却の参加条件」に規定する、公有財産売却に参加できない要件のいずれかに該当する者が行った入札と美浦村が認めるときは、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、美浦村は開札を行い、売却物件ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

(2) 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

(3) 美浦村から落札者への連絡

落札者には、美浦村から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、美浦村に連絡する際や美浦村に書類を提出する際などに必要となります。
- ・落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により美浦村が落札者に送信した電子メールが到着しなかったため、契約の締結や売却代金の残金の納付に遅延が生じた場合は、落札者の責による遅延とみなされます。落札者となったにもかかわらず一向に電子メールが届かない場合は、美浦村までお問い合わせください。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

美浦村は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には美浦村より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、必要書類（美浦村から落札者に対し個別にご案内します）を添付して美浦村に直接持参または郵送してください。

(2) 売却の決定金額

落札者が入札した金額（落札価格）を売却の決定金額とします。

(3) 売却の決定の取り消し

落札決定後、落札者が契約締結期限までに契約締結をしなかった場合、または落札者が公有財産売却に参加できない要件のいずれかに該当することが発覚した場合、落札者の決定が取り消されることがあります。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、当該入札者が納付した入札保証金は没収となり、美浦村に帰属します。その他取り消しに伴い発生するいかなる損害についても、美浦村はその責めを負いません。

(4) 議会の議決を要する契約にあたる場合

公有財産売却の財産が、美浦村の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年美浦村条例第3号）」の規定により議会の議決を要する契約の対象となる場合、美浦村議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により仮契約を締結します。この際、美浦村議会の同意を得られなかった場合、契約は無効となり、当該財産の所有権は落札者に移転しません。この場合、入札保証金は全額返還されますが、その他発生するいかなる損害について、美浦村はその責めを負いません。

4. 売却代金の残金の納付

(1) 売却代金の残金の金額

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売却代金の残金納付期限について

落札者は、売却代金の残金納付期限までに美浦村が納付を確認できるよう売却代金の残金を一括で納付してください。

売却代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売却代金の残金納付期限までに売却代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売却代金の残金の納付方法

売却代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売却代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売却代金の残金納付期限までに美浦村が納付を確認できることが必要です。

ア. 美浦村が指定する銀行口座への振込による納付

イ. 美浦村が用意する納付書により、美浦村が指定する金融機関での納付

5. 落札者以外への入札保証金の返還

(1) 落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

(2) 入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が申込書により指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

美浦村は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には美浦村より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、直接持参または郵送してください。

自動車・物品は、売却代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、美浦村が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売却代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 危険負担について

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など美浦村の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売却代金の減額を請求することはできません。

3. 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア. 売却代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて美浦村が不動産登記簿上の権利移転を行いますので、美浦村より送付された必要書類に記入・押印のうえ提出してください。

イ. 共同入札の場合は、共同入札者全員分について上記書類の提出が必要です。なお、公有財産売却の財産の持分割合は、すでに提出された共同入札申出書兼持分内訳書の内容から変更することはできません。

ウ. 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後2週間程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車の場合

ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

イ. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(不動産の場合)

権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

(1) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。売却代金の残金を納付後、収入印紙などを美浦村に送付または持参してください。

(2) 共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません）

(自動車の場合)

権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。

(1) 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙および自動車審査証紙が必要です。

(2) 自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ. せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 公有財産売却の一部中止時の入札保証金の返還

一部の売却物件について公有財産売却が中止となった場合、当該売却物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、美浦村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、美浦村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、美浦村は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、美浦村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済シ

システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、美浦村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、美浦村は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず美浦村は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

美浦村が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、美浦村物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、美浦村が公開している情報（文章、写真、図面など）について、美浦村に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字 (JIS (工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第 17 条第 1 項の日本工業規格) X0208 をいいます) であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 美浦村インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

美浦村は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、美浦村は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、美浦村が掲載したものでない情報については、美浦村インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がK S I株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、K S I株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこ

の承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、K S I 株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。